

青森市発注の建設工事における技術者等取扱要項

1 技術者等の定義

(1) 営業所の専任技術者

営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている者。(建設業法第7条第2号及び第15条第2号)

(2) 主任技術者

請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。(建設業法第26条第1項)

(3) 監理技術者

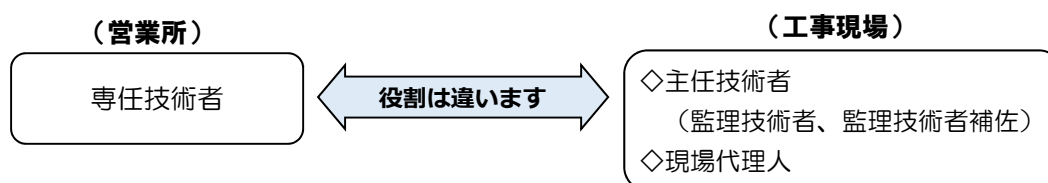
発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は、7,000万円)以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。(建設業法第26条第2項)

(4) 監理技術者補佐

監理技術者の行うべき職務を補佐する者。(建設業法第26条第3項ただし書)

(5) 現場代理人

工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者。(青森市工事請負契約標準約款第10条第3項)



2 技術者等の雇用関係

(1) 営業所の専任技術者

雇用契約等により所属建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務している必要があります。

(2) 主任技術者、監理技術者(補佐)及び現場代理人

主任技術者及び監理技術者(補佐)については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。恒常的な雇用関係とは、一般競争入札及び指名競争入札にあっては入札執行の日(ただし、入札執行前に入札参加資格の確認を行う場合の主任技術者又は監理技術者(補佐)については、入札参加申請の日)、随意契約にあっては見積書の提出があった日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

また、現場代理人については、所属建設業者と直接的な雇用関係にある必要があります。

(注1) 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合は、変更前の建設業者と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(注2) 在籍出向者や派遣社員は直接的な雇用関係にあるとは認められません。

(注3) 工事期間のみの短期雇用は恒常的な雇用関係にあるとは認められません。

(注4) 大規模災害等対策において円滑な施工を確保するため市長が必要と認めた場合は、恒常的な雇用関係としての3か月以上の要件を緩和することがあります。

3 技術者の建設工事への設置

(1) 建設業法における技術者制度

許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計	4,500万円以上 ^{※1}	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者(補佐)	主任技術者	
技術者の資格要件 ^{※2}	・1級国家資格者 ・指定建設業の場合は、大臣特別認定者 ^{※3} ・指定建設業以外の場合は、実務経験者	・1級、2級国家資格者 ・実務経験者	
技術者の現場専任	公共性のある請負代金の額が4,000万円以上の工事 ^{※4}		

※1 建築一式工事の場合は7,000万円以上

※2 監理技術者補佐の資格には1級国家資格の第一次検定合格者である技士補を含む

※3 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7種類

※4 建築一式工事の場合は8,000万円以上

(2) 市発注工事における技術者の設置

市発注工事における技術者の設置については、(1)によるもののほか、より適正な施工を確保するため、次のとおりとします。

【営業所の専任技術者の工事現場への設置】

市発注工事の主任技術者及び監理技術者(補佐)については、(1)の表の「技術者の現場専任」欄に掲げる金額以上の建設工事の場合、営業所の専任技術者の設置は認めないこととします。また、現場代理人については、請負金額にかかわらず営業所の専任技術者の設置は認めないこととします。

4 技術者の専任期間等

(1) 主任技術者又は監理技術者(補佐)の専任期間

主任技術者又は監理技術者(補佐)を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として契約工期の期間となります。ただし、次の期間については工事現場への専任は要しません。(建設業法第26条第3項)

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は

仮設工事等が開始されるまでの期間)

- ② 建設工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作を含む建設工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

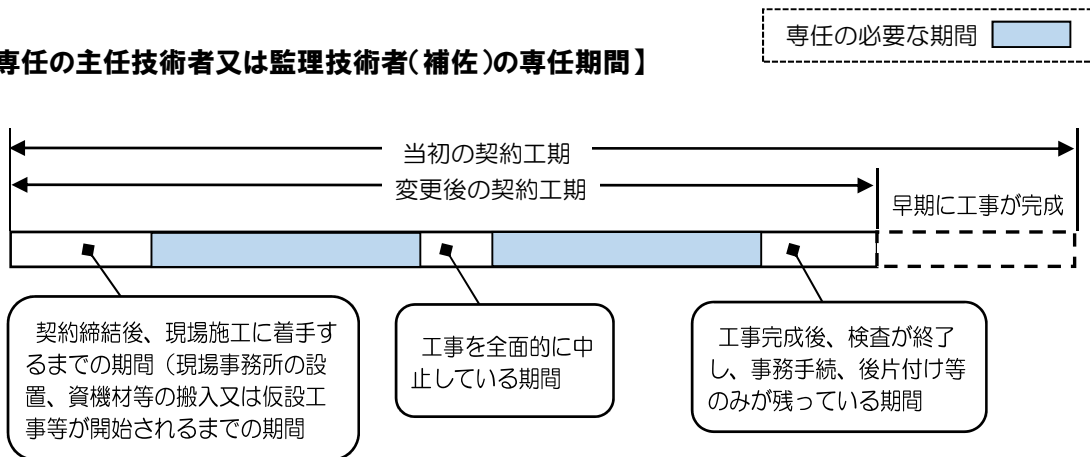
なお、③に関して、工場製作の過程を含む建設工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者（補佐）がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者（補佐）がこれらの製作を一括して管理することができます。

（２）現場代理人の常駐期間

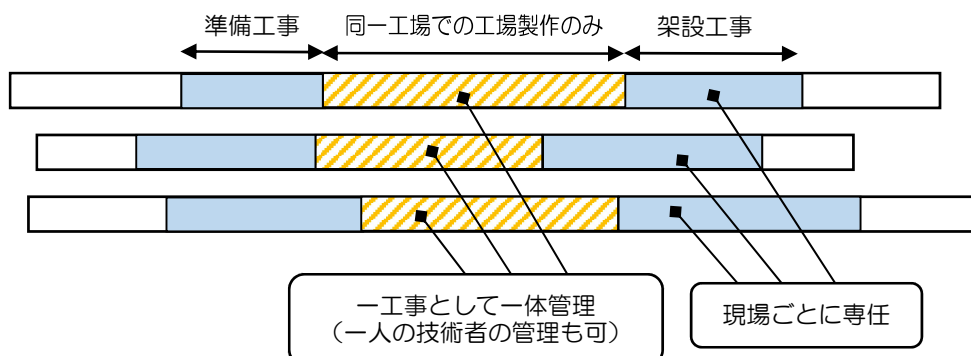
現場代理人は、工事現場に常駐することになっています。ただし、工事現場の運営及び取締り等を行う権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されている場合は、次の期間については工事現場への常駐は要しないこととします。（工事請負契約約款第10条第4項）

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 建設工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない程度の建設工事の規模及び内容であるものについて、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないと判断される期間

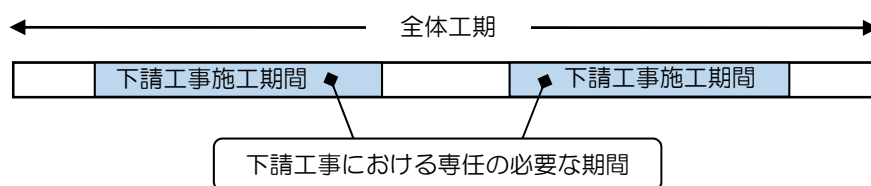
【専任の主任技術者又は監理技術者(補佐)の専任期間】



【工場製作のみが行われている期間】



【下請工事であっても主任技術者の専任が必要】



工事が3次下請業者まで下請けされている場合で、3次下請業者が作業を行っている日については、1次及び2次下請業者は自らが直接施工する工事が無いときであっても、その主任技術者は現場に専任していなければなりません。

5 技術者等の兼務

(1) 主任技術者又は監理技術者（補佐）と現場代理人との兼務

主任技術者又は監理技術者（補佐）は、当該工事現場の現場代理人を兼ねることができます。
（青森市工事請負契約標準約款第10条第6項）

(2) 二以上の建設工事の技術者等の兼務

ア 現場代理人

次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事は市（公営企業を除く。）発注の建設工事に限り、その総数は3件までとします。

- ① 既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事
- ② 既に施工中の建設工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した建設工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した建設工事
- ④ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる建設工事又は施工に当たり相互に調整を要する建設工事で、工事現場の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の近接工事（施工に当たり相互に調整を要する建設工事には、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合等を含む。）
- ⑤ 災害等緊急を要する建設工事
- ⑥ 請負代金の額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満の建設工事
（注）低入札で落札した建設工事の場合は、①の場合に限り兼務を認めます。

イ 主任技術者

専任を要する主任技術者は、次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の専任の主任技術者を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事の総数は原則2件とします。

- ① 既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事
- ② 既に施工中の建設工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した建設工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した建設工事
- ④ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる建設工事又は施工に当たり

相互に調整を要する建設工事で、工事現場の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の近接工事（施工に当たり相互に調整を要する建設工事には、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合等を含む。）

⑤ 災害等緊急を要する建設工事

（注）低入札で落札した建設工事の場合は、①の場合に限り兼務を認めます。

ウ 監理技術者

専任を要する監理技術者は、次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の専任の監理技術者を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事の総数は原則2件とします。

① 既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事

② 専任の監理技術者補佐を配置する場合

※監理技術者補佐は他の建設工事の技術者等との兼務は認めません。

（注）低入札で落札した建設工事の場合は、①の場合に限り兼務を認めます。

（注）専任を要する主任技術者等の兼務に当たっては、兼務する建設工事が市発注工事以外の建設工事を含む場合は、当該発注者が専任を要する主任技術者等の兼務を承諾していることが必要となります。

また、発注する建設工事の施工内容や難易度等によっては、技術者等の兼務を認めないことがあります。

【兼務の要件】

	兼務できる要件	専任を要しない期間	雇用の要件
現場代理人	<p>【4,000万円以上※】</p> <p>市発注工事で、かつ、主任技術者と同様の要件</p> <p>【4,000万円未満】</p> <p>市発注工事</p> <p>◎兼務できる建設工事は3件まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後、現場に着手するまでの期間 ・全面的に一時中止している期間 ・工場製作のみが行われている期間 	直接的な雇用関係
主任技術者	<p>【専任を要する場合（4,000万円以上※）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同現場の追加工事を同一業者と随契 ・追加工事を施工中の業者が落札 ・分割発注工事を同一業者が落札 ・概ね10km以内の近接工事 ・災害等緊急を要する工事 <p>◎兼務できる建設工事は2件まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査が終了し、後片付けのみが残っている期間 	3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係
監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・同現場の追加工事を同一業者と随契 ・専任の監理技術者補佐を配置する場合 <p>◎兼務できる建設工事は2件まで</p>		

※ 建築一式工事の場合は8,000万円

(3) 技術者等の兼務手続について

ア 現場代理人を兼務する場合

新たに契約しようとする建設工事に係る「技術者配置状況表」に「現場代理人兼務届」を添付し、契約担当課へ提出するものとします。

イ 専任を要する主任（監理）技術者を兼務する場合

新たに契約しようとする建設工事に係る「技術者配置状況表」に「主任技術者兼務届」を添付し、契約担当課へ提出するものとします。

6 施工中の技術者の変更

(1) 変更できる要件

施工中の建設工事の主任技術者又は監理技術者（補佐）は、次の場合で市長が認めた場合に限り変更することができます。

- ① 技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡等）により変更が必要なとき。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。
- ③ 建設工事の主体部分が完成し変更しても支障がないとき。
- ④ 発注者の都合により工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
- ⑤ 発注者の都合により大幅な工期延長が行われたとき。

(2) 変更後の技術者の要件

変更後の主任技術者又は監理技術者（補佐）は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 変更前の技術者と同等以上の資格、資格取得後の経験年数及び施工経験を有すること。
(注) 総合評価落札方式により契約した建設工事にあつては、当該工事の入札参加資格確認申請書類の提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要です。
- ② 技術者の変更に際し、引継ぎに必要な時間を確保するため、一定の期間、新旧の技術者を重複して設置できること。

7 技術者を設置しなかった場合等の措置

(1) 落札決定後、契約締結前の措置

落札決定後契約締結前までに、落札者が技術者を設置できないことが明らかとなった場合（5の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者（補佐）が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者（補佐）と重複している場合を含む。）は、当該建設業者の落札決定を取り消します。

(2) 契約締結後の措置

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合（5の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者（補佐）が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者（補佐）と重複している場合を含む。）は、契約を解除します。

(3) 指名停止等の措置

(1) 又は (2) の事実が明らかとなった場合は、市は指名停止等の措置を行うことがあります。

(実施期日)

この取扱要項は、令和5年1月1日から実施します。